

# 特集



第33回日本公認会計士協会研究大会 午前の部 1

## IFRS原則主義へのチャレンジの進展 ～作成者、監査人の相互理解、基準設定主体の役割～



左から、小賀坂 敦氏、湯浅一生氏、加藤 厚氏、  
関根愛子氏、高畑修一氏、手塚正彦氏

(DVD録画参加)  
国際会計基準審議会理事 **鶯地 隆継**

企業会計基準委員会主席研究員 **小賀坂 敦**

富士通(株)財務経理本部IFRS推進室長/  
IFRS解釈指針委員会委員 **湯浅 一生**

公認会計士 **関根 愛子**

三菱重工業(株)経理部主席部員 **高畑 修一**

公認会計士 **手塚 正彦**

(コーディネーター)  
企業会計基準委員会副委員長 **加藤 厚**

2年前の第31回日本公認会計士協会研究大会（京都）において、「IFRS適用に備えた、IFRSの解釈・実務対応に関わる公認会計士の役割」と題し、国際財務報告基準（IFRS）の解釈問題、実務対応問題についての研究報告がなされた。当時は、その1年前に企業会計審議会から中間報告が公表され、IFRS任意適用への準備の機運が高まっていたことが、このようなテーマを取り上げた背景にあった。しかし、その後の2年間に、IFRSをめぐる動向は、正に本研究大会のテーマである“疾風怒濤”に相応しく内外で大きく激動した。

国外では、国際会計基準審議会（IASB）が、黎明期の10年間を終え、次の新しい10年間が始まることとなった。これにともない、IFRS財団から、2012年2月に戦略レビューが公表され、解釈問題については、IFRS解釈指針委員会の効率性と有効性についての提案がなされた。

一方、国内でも、2011年6月の金融担当大臣声明以来、状況が大きく変わり、2012年7月2日には、企業会計審議会から「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」が公表された。

そこで、今回は、このような状況の変化を受け、本研究大会テーマに沿って、“激動の時代の向こうに見える”ものは何か、IFRS原則主義について改めて議論することとなった。

まず、IFRS原則主義に再チャレンジしていくスターティング・ポイントとして、新しい時代におけるIASB及びIFRS解釈指針委員会の対応はどうあるべきかについて、冒頭、鶯地隆継IASB理事からビデオメッセージをいただき、それを受けて、日本及び企業会計基準委員会（ASBJ）の対応のあり方について、小賀坂 敦ASBJ主席研究員から報告があった。続いて、湯浅一生IFRS解釈指針委員会委員及び公認会計士の関根愛子氏から、それぞれの立場からの報告があり、全員で最初のパネル・ディスカッションが行われた。

次に、IFRSの解釈・実務対応問題に関する作成者と監査人の相互理解について、三菱重工業(株)の高畑修一氏、公認会計士の手塚正彦氏からの報告並びにパネリスト全員によるディスカッションが行われた。

本誌では、本研究報告のうち、IFRSの解釈・実務対応問題へのそれぞれの立場における対応及びこれらに関連した作成者と監査人の相互理解のあり方に関するパネル・ディスカッションの様相を抜粋して掲載する。

## プレゼンテーション① 「IFRSの解釈・実務対応問題へのそれぞれの立場における対応」

「IFRSの解釈・実務対応問題へのそれぞれの立場における対応」をテーマにして、国際会計基準審議会（IASB）理事である鷺地隆継氏から、以下のプレゼンテーションがなされた。

※ 鷺地氏は、当日、IASBの理事会と日程が重なり、研究大会に参加することができなかつたため、DVD録画での参加となった。

### (1) 鷺地隆継氏「IASB及びIFRS解釈指針委員会の対応」

鷺地氏からは、原則主義へのIASB及びIFRS解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）の対応について3つの問題が提示された。

- ① 解釈指針委員会は、法域固有の解釈指針の公表を認めるべきか。
- ② 解釈指針委員会が法域固有の解釈指針を扱わない場合、会計事務所が作成するガイドンスをどのように考えるべきか。

これまで解釈指針委員会は、特定の法域固有の問題を扱うことはあまり行っていなかった。解釈指針委員会で解決できない場合、法域ごとの監査の現場に判断が委ねられることになり、判断を委ねられた会計事務所がグローバル・ファームと提携している場合は、グローバルな監査マニュアルを基に監査判断を行っていると思われる。仮にこのような流れで監査意見が形成されると、会計事務所ごとの解釈指針が作られてしまうことになり、場合によっては会計

事務所ごとに意見が大きく違うおそれもあり得る。

- ③ ある国が独自の解釈指針を作る事態にIASB及び解釈指針委員会がどのように対応していくべきか。

例えば、ある分野について、世界的には大きな論点でなかったとしても、各国にとっては非常に重要な分野である場合、実務のばらつきが生じて、財務諸表の比較可能性に大きな問題が生じることがある。その場合、各国が独自の解釈指針を作ってしまう事態に至ることがあり、このような問題にIASB及び解釈指針委員会はどうか対応していくべきかが問題となる。

IFRS財団ではこれらの問題を認識しており、今年2月に公表した戦略レビューで「原則ベースのコミットメントを損なわずに、解釈の整合性を確保すること、そして、そのために解釈指針委員会の活動範囲を拡大して、積極的にこの問題に取り組まなければならない」としている。

具体策としては、ばらつきや処理の不統一が生じている領域について、①実務が定着する前に監査人と監査規制機関、証券規制機関との協議を行うこと、②利害関係者へのアウトリーチを行うこと、③それを実行す



国際会計基準審議会理事 鷺地隆継氏

るために各国の基準設定主体と協力することを挙げている。さらに、会計基準の設定に関する地域機関のネットワーク、これを常にメンテナンスしていくということの重要性を訴えている。

もう1つ重要な点は、これらは、すべて解釈指針委員会のみが行うのではなく、解釈指針委員会とIASBが協力しながら、一番効率的で効果的でスピーディーな方法を選択して対処していくことが必要だということである。IASBでも今後、さまざまな選択肢を提供していくことを合意している。このさまざまな選択肢中には、基準そのものを限定的に改訂する、あるいは教育マテリアルの発行など弾力的でタイムリーな対応ができる方法を考えている。そして、そのような対応を可能にするために、日本としてどういうことができるかを十分に考えていく必要がある。本日は、是非、この点について活発なご議論をしていただき、私どもにフィードバックしていただければ有難い。

続いて、小賀坂 敦氏、湯浅一生氏、関根愛子氏がそれぞれプレゼンテーションを行い、以下の問題提起がなされた。

### (2) 小賀坂 敦氏「日本とASBJの対応」

- ① 監査人と作成者のIFRSに関する意識にずれがあるのではないか。
  - ② IASBとASBJの現在の協議方法のメリット・デメリット
  - ③ 議論の周知方法の限界
- ### (3) 湯浅一生氏「IASB及びIFRS解釈指針委員会における取組み」
- ① IASBが発行するガイドンスは原則主義と整合的であるか。
  - ② 強制力のない教育マテリアルは

有効か。

- ③ 除去すべき多様性は、基準解釈上の問題であって、ビジネス実態の判断の多様性ではないのではないか。
- ④ 日本から論点として提出すべきものは何か。

#### (4) 関根愛子氏「日本の対応」

- ① 日本独自の解釈指針は必要か。
- ② 解釈に何を求めるか。
  - ・ 比較可能性
  - ・ 解釈と適用
  - ・ 解釈のレベル感
- ③ 解釈についてどう検討し、周知していくか。

パネル・ディスカッション①「IFRSの解釈・実務対応問題へのそれぞれの立場における対応」

上記のプレゼンテーションの後、「IFRSの解釈・実務対応問題へのそれぞれの立場における対応」について、パネル・ディスカッションが行われた。以下はその模様である。

加藤 先ほど、IASBの鶯地理事と解釈指針委員会の湯浅さんから、日本としてIFRSの解釈・実務対応問題に関して何ができるのか、あるいは何か検討する仕組みが必要ではないかという問題提起がされました。それに対して、小賀坂さんから、現在のいろいろな仕組み、協議していることについてのメリット・デメリット、周知方法の限界等についての問題提起がされました。また、関根さんからは、関係者と協議の上、ガイダンス策定、周知のあり方を検討する必要があるというお話がありました。

まず、小賀坂さんにお伺いします。現在の我が国における解釈問題の協議方法について、今後どのように対

応していくべきでしょうか。

小賀坂 まず、この解釈問題がIFRS特有の問題なのかということ、必ずしもそうではなく、日本基準でも同じ問題があると思っています。IFRS＝原則主義、日本基準＝ルールベースとよく言われますが、日本基準でも、例えば固定資産の会計など原則しかないものもあれば、IFRSでもかなり細かいルールベース的な基準も増えてきています。

つまり、ルールの多さが問題ではなく、会計基準に書かれていないことで困ったことが起きたときにどう解決するかがポイントだと思います。1つの事象に対し、例えば、会計事務所間で判断が分かれてしまった場合に、作成者は、隣の会社は認められているのに、当社はなぜ認められないのだという話になるわけです。これはIFRS固有の問題ではなく、日本基準でも日常的に起こっている問題です。

それでは、なぜIFRSにおいて解釈問題が難しいかということ、日本基準であれば、企業会計基準委員会(ASBJ)や日本公認会計士協会(JICPA)の監査上の取扱い等のツールがあるので、国内でそれを解決することができますが、IFRSは国際基準なので、基本的には、日本でガイダンスを作成することは行っていないところにあります。

実際に解釈が割れてしまった場合にどう解決するかについては、方法が3つあると思います。1つ目は解釈指針委員会にルールを作ることを求める方法、2つ目は日本で独自のガイダンスを発行する方法、3つ目は、作成者や監査人を含めた関係者で議論をして、コンセンサスを得ていくという方法です。



企業会計基準委員会主席研究員  
小賀坂 敦氏

1つ目の解釈指針委員会にルールの開発を求める方法ですが、解釈指針委員会に提案するためには、国内でまず方向性をまとめなければなりません。その点がまず難しいポイントになります。我々の経験でも、IFRSだとAの処理は認められそうになく、それが不合理という意見があったため解釈指針委員会に提案しようとしたのですが、Aの処理でないと困るという人も現れ検討をやめました。解釈指針委員会サイドの難しさは、この後の湯浅さんの説明に譲ります。

2つ目の、日本で独自のガイダンスを発行する方法ですが、3年ほど前にトウィーディーIASB議長(当時)に相談したときに、それは行わないでほしいと要請されました。100の国がそれをすると、100個のガイダンスができてしまうとの理由です。

こうしたことから、現在は、IASBのシニア・スタッフの協力を得て、3つ目の関係者でコンセンサスを積み重ねる取組みを行っているわけです。この3年間で、例えば、減価償却方法の問題など、一定の成果を上げてきましたが、これもやはり限界があるように感じています。これからIFRSを任意適用する会社が増えていくと、比例して問題も増えていきます。そうなったときには、何ら

かの解釈を国内で発行していくことを検討しないといけなくなるように感じています。どのようなスキームにするのがよいのかは今後検討が必要ですが、何らかの仕組みが必要になるように思います。

加藤 今、小賀坂さんから作成者の話が出たので、高畑さん、何かお話ししたいような雰囲気ですね？作成者代表として何かございますか？

高畑 個人的な見解ですが、IFRSは後発の会計基準であり、現時点では適用・運用の実績に乏しく、その点からは欧州ローカルに近いと思います。欧州での解釈、適用・運用事例が他の国や法域などに合致するとは限らないはずであり、欧州ローカルの域をこれからどうやって脱出していくかが、IFRSが名実ともにグローバルな基準になるための課題であると考えています。

もう1点、これも個人的な見解ですが、各国・各法域に存在する法規制や商慣習は、正に実態であり、会計事象に少なからず影響を与えている、つまり会計処理の判断に影響すると考えます。したがって、IFRSがグローバルに展開していくに当たって、各国の商慣習等がどのように解釈及び運用に反映されるべきかが問題になると思います。こういった各国固有の事象が絡んだ案件を適切にさばき切れるかが、これからの解釈指針委員会の課題であり、非常に難しいであろうと思います。

ですから、日本における解釈問題について、ASBJが関係者の意見をまとめたり、IASBと対話の機会を設けたりすることは、周知方法が確立されていないという問題はありますが、関係者がフェアなスタンスで臨む限りにおいては有効な手段だと

思っています。1つ気になるのは、現在のIASBとASBJの関係が今後続くのかという点です。これはASBJの課題であると考えています。

作成者（企業）が解釈問題にどう対処するべきかは非常に重要な問題です。作成者が求める解釈は、実際にどのように運用すればよいか、どのように会計基準を使えばよいかというような「甘え」ではいけないのですが、実際にはそのような内容を求めている場合が多いのではないかと思います。しかし、解釈指針委員会は、ガイダンスにしても原則的なものしか出さないわけで、そうすると求めているものと出てくるものにギャップがあるわけですし、求めているものが出てこないことで、解釈指針委員会に対するネガティブな気持ちを持ってしまうリスクもあります。解釈指針委員会が行うこと、解釈指針として出せる内容は何か、作成者は正しく理解していなければなりません。また、解釈指針委員会も、もう少し明確に伝えるべきではないかと思えます。そこを整理しておかないと、作成者は、解釈指針委員会からは、なかなか答えが出てこない、期待したような答えが出てこないものと受け止めてしまいます。作成者にとっては、解釈についての疑問が生



三菱重工業㈱経理部主席部長

高畑修一氏

じたときに、適時に解答が得られることが、実務対応面で非常に重要です。ある問題について何か月も答えが出ないようでは、実際に会計処理を行って財務諸表を作成するに当たり、大きな障害になってしまいます。

加藤 ありがとうございます。ところで、先ほど来、解釈指針委員会に対するいろいろな注文や、解釈指針委員会の対応についてのコメントがありましたので、湯浅さん、お願いします。

湯浅 解釈指針委員会では、判断するまでにかなり時間が掛かることは事実としてあります。時間が掛かるのは、基準に書いていないもの、あるいはIFRSの中に矛盾があるものについてどう考えるかを、委員会としてはもちろん、場合によってはボードも巻き込んで議論をしているからです。先日、出しましたNCIプットも、細かい論点でしたが、延々と議論して、やっと解釈指針委員会としての公開草案を出したという経緯があります。

高畑さんから、解釈指針委員会として、どういうものが出せるかをもう少し明確に伝えるべきではないかのご意見がありました。1つには、各国・各法域に関する問題をさばき切れるかという問題提起ですね。この点について、実際に現在も議論が続いている案件を例に挙げてお話ししたいと思います。インドネシアから提起された問題です。

インドネシアでは土地を個人や会社が持つてはいけないとされています。したがって、その会計処理は、土地の「使用権」についてのものになります。それをローカルな基準設定主体は、土地という有形固定資産にしてもよいのではないかというこ

とで、実際そのようなガイダンスをインドネシアは独自に作っていたのですが、国の規制やその背景を説明されていました。

ところが解釈指針委員会のメンバーからすると、土地の使用権は、文献から判断する限り、「リースしかない」という意見がほとんどでした。ですが、結局、それはインドネシア固有の問題だから、解釈指針委員会としては、「判断しません」、「アジェンダとしては取り上げません」という結論にしました。メンバーは概ねリースだと思ったけれども、そこでの判断はあくまでも提供された情報によるものであって、具体的にインドネシアの規制や慣習といったものまで踏み込んで理解しているかというと、正直できていないということだと思います。だからこそ、最終的には、「それはもう個別に判断してください。しかし、基準についてはIFRSでは明らかです」という判断になったと言えます。

もう1つ、ご指摘があったことについて、解釈指針委員会に頼んでもなかなか出てこない、求めるものが出てくるもののギャップがあるという問題があります。非常に難しいのですが、解釈指針委員会は、「基準に矛盾があるから直してくれ」、あるいは「はっきりしていないから解釈の指針を書いてくれ」という要求をすることで考えるべきであって、現場の中で判断が分かれることをどう解決するかについては、別の問題ではないかと思えます。

注意しなければならないと思うのは、作成された解釈指針あるいは設例や教育文書などといったガイダンスの読み方です。そこに監査人と作成者の間の齟齬があるのではないかと



富士通㈱財務経理本部IFRS推進室長／  
IFRS解釈指針委員会委員 湯浅一生氏

と思います。ガイダンスがあれば、「こう書いてある」、「このとおりやりなさい」と読んでしまう人が多いように思います。作成者からすれば、でもそんなことを言われても実態と違うのではないかと言いたくなります。先ほどのインドネシアの人たちからすれば、なじんだ法律あるいは何らかの慣習といったものがあって、土地なのだという感覚といいますか、何か状況があるかもしれないわけです。そういったことはやはり個別によく聞かないと分からないと思います。こうした判断が個別に行われることを前提として、一般的に基準やガイダンスをみれば、今回の案件はリースですよという考え方を、解釈指針委員会としては示したのかと思います。その場合でも、インドネシアでの特定のケースは土地のリースではないと判断されることが起こり得るということだと思います。ただ、このような対応で本当によいのかということについては、意見が分かれるところだとは思いますが。

インドネシアの例は、私の勝手な憶測が入ってしまっていますが、基準や解釈指針あるいはさまざまなガイダンスをどう読むかということは日常的に問題になっていると思います。単純に当てはめるのではなくて、

1つの考え方のベースあるいはヒントにするという読み方をしていけば、監査人と作成者の間の理解がもっとつながる、深くなるのではないかと思います。そういう意味で、いろいろな事例を議論して、周知をしていくことは、とても重要ではないかと思えます。

加藤 先ほどの小賀坂さんのお話の中では、監査人についても言及がありましたが、手塚さん、何かご意見がありますか？

手塚 やはり、世界で共通の解釈指針を作ることは必要だと思います。そして、解釈指針作成の過程で、解釈指針委員会あるいはIASBと各国の基準設定主体が役割分担をすることも当然必要だと思います。ただし、監査の実務を担当している者としては、各国共通の解釈指針や各国独自の解釈指針がどれくらい必要かといえば、今のところそれほど多くは必要ないのではないかと感じています。IFRSは原則主義だと言われていますが、監査人が判断に迷うほど原則しか書いておらず、結果的として判断することができないかというと、そんなことはないと思います。

したがって、会計基準の解釈問題を解決する方法をどう改善するかという議論は、当然、必要だと思いますが、監査の現場レベルでは、解釈指針を出す出さないという議論に関して、あまり心配していません。日本からの要請を受けて、2010年11月にIFRS財団より減価償却とIFRSに関する教育文書が出されました。この文書が公表されるに至る発端の1つとなったのが、有形固定資産の減価償却に関する定率法と定額法の選択の問題ですが、これはおそらく、IFRSと日本基準の差異についての



公認会計士 手塚正彦氏

監査人と作成者側の意識のずれから生じたのではないかと考えています。

日本基準に従ったとしても、同じ業界における同種の取引に関して、企業によって異なる会計処理を採用していることはあります。監査の現場においては、IFRSの原則主義に関する対処も重要ですが、そもそも日本基準下における基準解釈や適用についてより洗練させることが先のような気がします。

### プレゼンテーション② 3 「作成者と監査人の相互理解」

続いて、「作成者と監査人の相互理解」をテーマに、高畑修一氏、手塚正彦氏がプレゼンテーションを行い、以下の問題提起がなされた。

#### (1) 高畑修一氏

- ① 原則主義では、作成者が多くの選択肢の中から自由に会計処理を決められるわけではない。また、解釈（会計処理）の幅について、監査人と作成者で感覚の相違があるように感じられる。
- ② IFRSの実務対応における基本スタンスは現行実務の継続であり、重要性判断規準も同様。ただし、のれんの非償却など継続不可能なものもある。
- ③ 我が国では基準の文言の比較や

解釈が先行し、IFRS移行のハードルが不必要に高められているのではないか。

- ④ IFRSの導入は先行事例の輸入ではない。自国の実態に原則を主体的に当てはめることが肝要。
- ⑤ 会計方針の「判断」は、さまざまな要素（事実）を踏まえた総合的な結論であり、作成者が主体的に行わなければならない。監査人は、自らが「判断」するのではなく、企業の「判断」の確認・保証、さらにはサポートが求められている。

#### (2) 手塚正彦氏

- ① 監査人は、会計基準の解釈・適用について自ら考え、判断し、決断をする覚悟を持つ必要があるのではないか。
- ② 監査人は、被監査会社との建設的な議論をおそれてはならない。
- ③ 原則主義の下、監査上の重要性の判断を監査人として決断できるか。また、IFRSを適用した場合に、どのようなケースで日本会計基準に基づく判断を変えるべきか。
- ④ IFRSにおいては、原則主義以外の課題として、連単分離の課題もある。
- ⑤ 公認会計士には、IFRSに関して、当事者意識に基づく意見発信が求められるのではないか。

### パネル・ディスカッション② 4 「作成者と監査人の相互理解」

上記のプレゼンテーションの後、「作成者と監査人の相互理解」について、パネル・ディスカッションが行われた。以下はその模様である。

加藤 後半は、監査人と、財務諸表作成者との間において、解釈・実務対応問題について、本当に相互

理解ができているかどうか、もし必ずしもできていないとすれば、どのように改善していくべきかについての議論に移りたいと思います。

お2人のプレゼンテーションでは、非常に幅広い観点からの問題提起がありました。監査人と作成者間の感覚の違いもある反面、高畑さんと手塚さんには、共通したキーワードもありました。例えば、重要性や、日本基準による現行実務の継続という話が出てきました。ここからは、作成者と監査人の相互理解についてディスカッションしたいと思います。

どなたでもよろしいですが。では、手塚さんお願いします。

手塚 作成者側に対する要望としては、IFRSの導入議論を機に、改めて、あるべき会計処理等について議論をしていただきたいということがあります。監査人も覚悟を持って判断・決断しますので、企業にも会計処理に関して覚悟を持った論理構築と判断をお願いしたいと思います。現行の日本基準の実務においても、企業ごとに会計処理の相違が新たに生じてきています。例えば、収益計上の会計処理について、JICPAが2009年7月にIAS第18号に則った研究報告を出した結果、売上計上に関する総額処理・純額処理について、単体財務諸表においても純額処理に変更する企業が出てきています。このような状況においてIFRSに基づく会計処理を検討する際に、売上計上に関する出荷基準、有形固定資産の減価償却方法における定率法等重要な論点とされている会計処理について改めて検討して見ていただきたいのです。親子会社間の決算日の相違についても、今日のように事業環境が激しく変動する時代に、事業管

理するために決算報告日が不統一なままでよいのかということについてもご検討いただきたい。実務的に難しい、時間が掛かるということで、今のままでどうかという結論になるケースが多いのですが、そこは、きちんと企業側も議論した上で、今すぐにはなくとも、将来どうするかということも含めて、経営の判断という観点からも是非議論していただきたいと思います。

加藤 では、高畑さんお願いします。

高畑 手塚さんから、定率法に関するご発言がありました。この件は、定率法又は定額法、どちらが適切なのかの判断です。定額法であればよいという感覚は大きな間違いであり、定額法に変えるのであれば、定額法が適切である理由の説明が求められます。もちろん定率法と判断するのであれば、その理由の説明が必要です。「定率法のままでよいのか、定額法だったら問題ない」という解釈は誤りであり、その点は十分に気を付けていただきたいと思います。

私の所属する企業は製造業ですが、会計方針・処理の判断に当たっては、現場の意見や感覚が非常に重要と考えています。減価償却については、工場の現場で実際に機械設備がどのように稼働しているか、その設備を導入した背景、設備投資の経緯における考え方、例えば、予想される工事量など、そういった要素（事実）が減価償却方法や、耐用年数を判断する際のベースになるわけです。企業によって、さまざまな要素（事実）、考え方があるので、定率法と判断する企業もあれば、定額法とする企業もあると思います。それぞれの判断のプロセスが適切であれば、それは

解釈の幅、会計処理のズレではないと考えます。

IFRSを先行導入した会社の開示書類を集計して、IFRSのトレンドとする風潮があります。参考にはありませんが、判断のベースは背景にある事実であり、企業をミスリードするリスクもあります。税法やローカル会計基準などの状況なども踏まえて、どのような判断プロセスで会計方針の判断に至ったかが重要です。こういった事例の紹介がない、一般的でない点がIFRS移行のハードルを高め、作成者もIFRSはハードルが高いと感じてしまう要因の1つではないかと考えます。

加藤 手塚さん、いかがでしょうか？



企業会計基準委員会副委員長

加藤 厚氏

手塚 定率法、定額法の選択についてですが、私は、これまでの公認会計士生活25年間、主として歴史ある製造業を担当してきましたので、高畑さんのお考えはよく分かります。定額法がデフォルトであるというつもりは全くありませんし、監査人として定率法が適切だという説明を受け入れることは当然あり得ると考えます。しかしながら、日本の製造業は、近年、海外にどんどん進出しており、いずれ、海外の設備残高が日本の残高よりも大きくなるケースも

出てくると思います。そのような場合に、日本における減価償却の方法と海外子会社における減価償却の方法が一致していなかったとしたらどう考えるのか。内外の会計処理を統一すべきであるとの結論に至った場合に、海外子会社の減価償却の方法を定額法から定率法に変更すべきだということもあるのかどうか、そこまで考えていただきたいということです。このようなことも念頭に置いた建設的な議論を、我々日本の公認会計士と企業側が行うべきだということをお願いしたかったのです。減価償却の方法については、実は昨年度、およそ50社が定率法から定額法に変えています。今期も、日本の有力な製造業の中に、日本基準において定額法に変えている企業があります。おそらく、今の日本の産業構造と事業環境において、従来型の典型的な輸出モデルが成り立ちにくくなっているとすると、国内においては安定的な生産・稼働を保つことが極めて重要になります。こうした状況で、設備が技術的に陳腐化しないのであれば、従来定率法を採用してきた企業が、現状においては定額法が適切であると考えられたということではないかと思っています。中には、将来のIFRSの適用をにらんでという会社もあるかもしれません。こうした状況において、監査人としても、IFRSの議論のみならず、日本基準下における会計処理のあり方を柔軟に考えた上で、是々非々で議論する必要があると思います。

加藤 このまま放っておくと、2人のバトルが続きそうなので、この辺でテーマを変えたいと思います。先ほど来、今日ご出席の三菱重工業や富士通は、IFRS対応の検討につ

## 5 パネル・ディスカッションの総括と今後の展望

加藤 今日のパネル・ディスカッションの総括として今後の展望を考えると、日本におけるIFRSの解釈・実務対応問題に対処していくためには、何か新しいスキーム・仕組みを作る必要があるのではないかということだと思われます。つまり、日本において解釈や実務対応問題が出た場合、それを皆で検討して解決するが、もし日本だけで解決できない場合には、論点をまとめて解釈指針委員会に持っていくための新しい仕組みが必要だということではないでしょうか？

そして、これからは、それらの検討の経緯や結果を、今までとは違って、広く皆さんに周知をする必要があると思います。

作成者と監査人の相互理解のテーマに関しては、最終的には、個別の被監査会社と監査人との相互理解と信頼性の下に立った問題解決の方法しかないように思われます。今後とも、両者のコミュニケーションをよくして、協議していただきたいと思います。

これで、本日のパネル・ディスカッションを終了します。ご清聴、ありがとうございました。



教材コード J020665  
研修コード 2103  
履修単位 1単位



公認会計士

関根愛子氏

いて先行している会社というお話がありました。ただ、日本公認会計士協会としては、必ずしもこのような先行している会社以外のところにも対応していく必要があると思われますが、関根さん、いかがですか？

関根 基準の解釈で議論が分かれる部分や、非常に難しい部分についての解釈指針を出すこととは別に、適用に当たってのガイダンスの必要性も検討が必要ではないかと思います。

IFRSに限らず、新しく物事を始めるとき、人材が限られた中で対応していくのは難しい点があると思っています。また、1人で考えていると考えが偏りがちになるので、基準を読むだけではなく、経験も幅広くシェアし、議論していくことが必要だと思っています。

JICPAでは、そうした観点から、基準の開発に加え、実務的な研修なども行っています。また、任意適用を考えている会社を担当している監査人で特別委員会を作り、そこで議論もしています。ただ、議論できる人数という制約から、この特別委員会の参加メンバーは10人程度になりますので、これをさらに広くシェアしていくことが別途必要となり、特別委員会での話し合いを基に研修を行っております。もっと簡便で早い方法がないかと皆さん思われるかとも思いますが、現状は、このように対応しております。先ほど、自らの考えを持つことが大事だというお話がありました。考えを持つとともに、いろいろな意見を聞きながら、「こういうふうに見えるのだ」、「実態を踏まえていくと、こうなのだ」という議論をすることも重要であり、こうしたことをもう少し続けていけたらと思います。

加藤 では、フロアとのQ&Aに移る前に、最後に小賀坂さん、今までの皆さんの議論を聞いていて、ASBJという中立的な立場から、何かコメントをいただけますか？

小賀坂 IFRSの任意適用が始まって2年ほど経ちますが、3年前にこの議論を始めたときに比べると、議論は非常に進んでいるように思います。先ほど来、作成者と監査人の間でディスカッションがなされていますが、対立点が浮き彫りになってきたのも相互の理解が進んだためだと思います。

また、IASBとの関わりについても、3年前は、どのように関わっていくかという次元だったのですが、今は、鶯地さんや湯浅さんが日本人代表としてIASB、解釈指針委員会に参加され、議論がかなり身近なものになっていると感じます。

今後は、さらに作成者と監査人の理解を深めることが必要になるとともに、先ほどお話ししたように、我が国におけるガイダンスの発行のあり方など、検討をしていかなければならないと思っています。ASBJは、作成者と監査人の間の行司役であると同時にIASBとの窓口であり、これからも議論をリードしていきたいと思っています。

【フロアとのQ&A：掲載省略】